

サービス利用料金表

①介護給付費の給付対象となるサービス

介護給付費の給付額を除いた金額（日額）を、当該利用月の利用日数分お支払いいただきます。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」が当該利用月の上限額となります。なお、介護給付費の給付対象となるサービスの詳細は、サービス利用料金表の別紙「介護給付費の対象となるサービスの内訳」をご覧ください。

②介護給付費の給付対象外のサービス

| サービスの種類 | 内 容 | 金 額 | |
|---------------------|---|--|--------------|
| 光 熱 水 費 | 施設で生活して頂くに当たって必要な光熱水費をお支払いいただきます。 | 320円/日 | |
| 食 費 | 施設で召し上がったお食事の代金をお支払いいただきます。（市町村から給付される額を除いた費用をお支払いいただきます。） | 市町村から給付を受けている方 朝食 255円 昼食 339円 夕食 339円 | |
| | | 市町村から給付を受けていない方 朝食 413円 昼食 581円 夕食 580円 | |
| 特別メニュー | 食事会 | 季節感を盛り込んだお食事を提供いたします。 | メニューに応じた追加料金 |
| | 行事食 | お正月やクリスマス会などの時に特別なメニューを提供いたします。 | メニューに応じた追加料金 |
| 貴重品保管サービス | やむを得ない場合であって、かつ施設で保管しても差し支えない貴重品等を一時的に保管するサービスです。詳しくはご相談ください。 ※高額な金品等は保管できません。 | 100円/日 | |
| 預り金管理サービス | ご利用者の預金通帳及び印鑑等をお預けいただくことができます。 なお、定期的にお通帳の入出金の報告もいたします。 | 27円/日額 | |
| 事務手続等代行サービス | やむを得ない理由によりご利用者やご家族が関係機関への事務手続を行うことが困難であると施設が認めた場合は、施設が代行しても差し支えない範囲で手続をいたします。（住民票などの変更手続等） | 1076円×時間数 + 燃料費（¥10/km） | |
| 銀行手続等代行サービス | 預り金管理サービスをご利用されない方で、やむを得ない理由によりご利用者やご家族等が銀行で金銭の支払い、引き出し、預け入れが困難であると施設が認めた場合、その手続をいたします。（通帳の名義変更等） | 1076円×時間数 + 燃料費（¥10/km） | |
| 日用品購入サービス | やむを得ない理由によりご家族等が対応できない方で、施設が認めた場合購入を代行いたします。詳しくはご相談ください。 （施設の指定店舗を除く） | 1076円×時間数 + 燃料費（¥10/km） | |
| 複写物交付サービス | 施設の資料、その他書類等を複写する場合、施設の複写機をご利用いただけます。複写物や複写枚数によっては対応できない場合もありますので、ご相談ください。 | 1枚 10円 | |
| 各種証明書交付サービス | 在籍証明書や利用証明書など、施設が証明可能な書類等が必要な場合に、ご相談ください。 | 1件300円 | |
| | 上記以外の施設が証明可能な書類等が必要な場合にご相談ください。 （自動車税減免申請書や支払証明書等） | 1件800円 | |
| 付き添いサービス | やむを得ない理由によりご家族等による付き添いができないと施設が認めた場合は、その代行を行います。 | 燃料費（¥10/km） | |
| 冷蔵庫の貸し出し | 食堂に設置してある、小型冷蔵庫を利用することができます。 | 80円/月 | |
| テレビ使用料 | 居室にて施設の貸し出し用テレビをご利用頂く事ができます。 | 15円/日 | |
| 予防接種 | 予防接種などがご希望により受けることができます。（インフルエンザ等） | 実費 | |
| 外出行事 | 宿泊費・食事代・入場料・交通費等、行事にかかわる費用を負担していただきます。 | 実費 | |
| 創作的活動及びサークル活動にかかる費用 | 創作的活動及びサークル活動等にかかわる材料費をお支払いいただきます。 | 実費 | |

障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原 【短期入所】

介護給付費の給付対象となるサービスの内訳（個別の利用状況）

個別の利用状況等により、金額が設定されています。

| (短期入所) | | | |
|--|--|-----|--------|
| サービスの種類 | 内 容 | | 金 額 |
| 障害支援区分に基づく 1日あたりの利用料金 ※福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) | 「障害福祉サービス受給者証」に記載する障害支援区分に基づき、 右記の料金をお支払いいただきます。 ※18歳以上の方が、昼食を召し上がった場合の料金となります。 | 区分6 | 990円/日 |
| | | 区分5 | 841円/日 |
| | | 区分4 | 734円/日 |
| | | 区分3 | 625円/日 |
| | | 区分2 | 546円/日 |
| | | 区分1 | 546円/日 |
| 障害支援区分に基づく 1日あたりの利用料金 ※福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) | 「障害福祉サービス受給者証」に記載する障害支援区分に基づき、 右記の料金をお支払いいただきます。 ※18歳以上の方が、昼食を召し上がらなかった場合の料金となります。 | 区分6 | 646円/日 |
| | | 区分5 | 565円/日 |
| | | 区分4 | 341円/日 |
| | | 区分3 | 258円/日 |
| | | 区分2 | 186円/日 |
| | | 区分1 | 186円/日 |
| 障害支援区分に基づく 1日あたりの利用料金 ※福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) | 「障害福祉サービス受給者証」に記載する障害支援区分に基づき、 右記の料金をお支払いいただきます。 ※18歳未満の方が、昼食を召し上がった場合の料金となります。 | 区分3 | 841円/日 |
| | | 区分2 | 660円/日 |
| | | 区分1 | 546円/日 |
| 障害支援区分に基づく 1日あたりの利用料金 ※福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) | 「障害福祉サービス受給者証」に記載する障害支援区分に基づき、 右記の料金をお支払いいただきます。 ※18歳未満の方が、昼食を召し上がらなかった場合の料金となります。 | 区分3 | 565円/日 |
| | | 区分2 | 299円/日 |
| | | 区分1 | 186円/日 |
| 地域生活支援拠点等である場合 の加算 | サービス利用を開始した日について、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 108円/日 |
| 短期利用加算 | 利用日から起算して30日以内の期間は、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 33円/日 |
| 利用者負担上限の管理 | 当事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 161円/日 |
| 緊急短期入所受入加算 | 加算(Ⅰ) 短期入所の受け入れを緊急に行った場合、利用を開始した日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日)に限り、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 290円/日 |
| | 加算(Ⅱ) 加算Ⅰに加え、相談支援事業所等と密接な連携を行い、緊急的な利用ニーズの調整を行う窓口等を明確化している場合。 | | 536円/日 |
| 定員超過特例加算 | 定員を超えて短期入所の受け入れを緊急に行った場合に、利用者全員に対して10日を限度として、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 54円/日 |
| 食事提供体制加算 | 障害福祉サービス受給者証に記載されている「食事提供体制加算対象者」に該当する方が食事サービスを利用された場合、1日につき右記の料金をお支払いいただきます。 | | 52円/日 |
| 重度障害者支援加算(Ⅰ) | 区分6(18歳未満の方は、障害児支援区分3)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方等、市町村の支給決定により対象となる方につきましては、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 54円/日 |
| 重度障害者支援加算(Ⅱ) | 区分4以上(18歳未満の方は、障害児支援区分2以上)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方等、市町村の支給決定により対象となる方につきましては、右記の料金をお支払いいただきます。 | | 33円/日 |

介護給付費の給付対象となるサービスの内訳（施設の体制）

施設の体制等により、金額が設定されています。

| (短期入所) | | | |
|-----------------|---|--------|--------------------|
| 加算の種類 | 内 容 | 該当する加算 | 金 額 |
| 栄養士配置加算 | 常勤の管理栄養士または栄養士を1人以上配置 日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行う | 該当します | 24円/日 |
| | 管理栄養士または栄養士を1人以上配置 日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行う | | 13円/日 |
| 常勤看護職員等配置加算 | 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合、右記の料金をお支払いいただきます。 | 該当します | 9円/日 |
| 重度障害児・障害者支援対応加算 | 区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3のご利用者の数が、利用者数の50%以上である場合 | 該当します | 33円/日 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 加算(Ⅰ) 介護職員等に対し、加算(Ⅰ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合 | 該当します | (イ) 総単位数の 18.6% |
| | 加算(Ⅱ) 介護職員等に対し、加算(Ⅱ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合 | | (ロ) 総単位数の 19.3% |
| | 加算(Ⅲ) 介護職員等に対し、加算(Ⅲ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合 | | 総単位数の 16.5% |
| | 加算(Ⅳ) 介護職員等に対し、加算(Ⅳ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合 | | 総単位数の 14.2% |

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

(※1) 研修の実施、介護福祉士等の配置、賃金体系の整備、業務改善の取り組み等、(Ⅰ)～(Ⅳ)の加算ごとに定められた要件。加算ごとに要件が異なります。